

日立キャピタルオートリース株式会社所有車両の登録に関するご案内

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社は2021年10月1日の三菱HCキャピタルオートリース株式会社への商号変更に際し、国土交通省と協議の結果、登録自動車の車検証「所有者商号変更」について、登録識別情報制度を利用して変更する事とし、この度、商号の変更を電子申請により下記の日程で実施致しました。

つきましては、登録実施に関する注意事項についてご案内させていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 所有者名称の変更実施日

2021年10月14日（木）・10月15日（金）

2. 変更対象車両

車検証備考欄に以下の商号の記載がある車両

日立キャピタルオートリース株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号 24421	日立キャピタルオートリース株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号 90076
---	---

3. 実施日以降の注意事項

車検証備考欄の所有者名は旧商号（日立キャピタルオートリース株式会社）のままですが、国土交通省のデータファイルは新商号（三菱HCキャピタルオートリース株式会社）に変更済です。

そのため、対象車両の車検証の所有者情報の変更登録申請の必要はありません。

なお、車両に備え付けの車検証はそのままご利用可能です。

4. お問い合わせ

三菱HCキャピタルオートリース株式会社 お客様相談室

TEL:0120-421-220（受付時間：10：00～16：00 ※土日祝日除く）